

4-① 委員会から執行機関への政策提案

4-② 超党派の政策研究会の設置

検討趣旨	<p>議会として、市政の重要課題について調査研究を行い、執行機関に対して政策提案を行うなど、議会の調査研究機能、政策形成機能を積極的に発揮する取組について検討する。</p> <p>議会において実質的な審査・調査を行っている委員会としての取組のほか、委員会とは別に超党派の政策研究会を設置して取り組むことが考えられる。</p>
現 状	<p>平成18年の地方自治法改正により、議案の提出権が委員会にも認められるようになった。これは、付託案件に限らず広く所管事務について調査を行っている委員会の重要性を認めたものであると同時に、その調査活動の成果として、委員会により一層の政策形成機能の発揮を求めるものである。</p> <p>本市会においては、閉会中も常任委員会を積極的に開会し所管事務の調査を行うほか、必要に応じて特別委員会を設置して調査を行うなど、委員会活動の充実に努めているところであるが、委員会から執行機関に対し政策提案を行うことも委員会の更なる取組の一つとして挙げることができる。</p> <p>なお、他都市議会では、委員会で特定のテーマを設定し調査研究を行い、その報告書を市長に提出する事例や、委員会の提言書(案)を基に全議員で政策討論会を行い、取りまとめたものを市長に提言するなどの事例が見られる。</p> <p>また、委員会とは別に、政策条例の立案等の特定の政策に係る提案を行うことを目的として、超党派による政策研究会を設置し、会派を超えて議論を交わしている事例が、他都市議会において見られる。</p> <p>政策研究会については、委員会の構成の枠組みにとらわれず、それぞれの議会で運営方法等を定めることが可能である。</p>
論 点	<p>① 委員会で特定のテーマを設定し調査研究を行い、政策提案につなげていってはどうか。</p> <p>② 超党派の政策研究会を設置し、政策提案を行ってはどうか。</p>
参 考	<p>【他都市の状況】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 委員会による政策提案 さいたま市、横浜市及び長野県松本市に政策提案の事例がある。 内容については、別紙1に記載している。○ 超党派による政策研究会 さいたま市、京都府、三重県及び福島県会津若松市に設置例がある。 内容については、別紙2に記載している。

【根拠法令】

○地方自治法

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

4 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

6 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

7 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

9 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

第 110 条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

4 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただし、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

5 第 109 条第 5 項から第 8 項までの規定は、特別委員会について準用する。

○京都府議会議事規則

第 122 条 法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（中略）を別表のとおり設ける。

名称	目的	構成員	招集権者
政策調整会議	議員提案による政策条例の立案に関する協議又は調整	会派から推薦された議員	政策調整会議座長

○三重県議会基本条例

第 14 条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

○会津若松市議会基本条例

第 13 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

委員会から執行機関への政策提案の事例について

	実施主体	実施の手法	テーマの選定方法	効果	課題
さいたま市	常任委員会	当初の委員会において、所管事務調査の中から重要なテーマを決定し、1年を通して行政視察、参考人招致等により調査研究を行い、活動経過と共に提言をまとめ冊子の作成等を行い、全議員及び執行部に周知する。	各会派から希望する調査研究テーマを出してもらい、委員会で協議のうえ、正副委員長に一任することが多い。 * 23年度は議長から、各常任委員会の共通テーマとして防災を視점에置いたテーマ設定の依頼があった。	施策実施の一助になっているものと考えられる。	委員の任期が1年であることから、提言をまとめるのに時間的制約がある。
横浜市	特別委員会	付議事件に基づき、調査・研究テーマを設定し、テーマに関する提言、意見を取りまとめ、各特別委員会から議長に報告する。議会です承を得た後、議長から市長宛てに報告書を送付する。	当初の委員会で1, 2回議論のうえ決定することや、正副委員長があらかじめ協議のうえ委員会で決定し、初回から検討に入ることもあるなど、委員会によって選定方法は様々である。	特別委員会からの提言等を受け、所管部署において施策や事業に反映されている。	特別委員会の付議事件が広範囲なものとなっていることから、テーマ設定に苦慮している。
長野県松本市	常任委員会	年度ごとに各常任委員会が設定したテーマに基づき調査研究を行い、その提言書(案)が議長に提出された後、全議員による政策討論会を実施する。 その後、政策討論会での意見等を整理して委員会でとりまとめ、市長に提言を行う。	年度当初に委員間で議論のうえ決定する。調査研究期間は1年間を基本とするが、案件によっては継続することも可能である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政の重要課題の認識を執行機関と共有できる。 ・ 多様な意見を盛り込むことができる。 	テーマによっては調査研究期間が短いので、中間報告を行うなど長期間の調査研究とするなど改善の余地がある。

超党派の政策研究会の設置例について

	名称 位置付け (設置時期)	概要	構成	成果
さいたま市	政策条例策定に関するプロジェクト会議 各派代表者会議で設置について合意 (平成23年度～)	政策条例の策定。	副議長を座長とし、各会派所属議員15名で構成される。	設置されたばかりで特に成果はない。
京都府	政策調整会議 会議規則の規定に基づく協議又は調整の場 (平成21年度～)	理事調整会議で立案検討が合意された議員提案による政策条例の立案検討を行う。	各会派の議員により、計5名で構成される。	平成22年12月に議会基本条例を提案・可決。 その後は、政策調整会議で検討を行った事例はない。
三重県	議員提出条例に係る検証検討会 議会基本条例の規定に基づく検討会 (平成20年度～)	議員提出条例の検証に関する事項を調査・検討し、必要に応じて条例改正を行う。	各会派の議員により、15名以内で構成される。	「三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例(平成21年)」、「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年)」、「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例(平成22年)」を提案・可決した。 「三重県リサイクル製品利用推進条例の運用(平成21年)」について知事への申入れを行った。
	政策討論会議 議会基本条例の規定に基づく検討会 (平成19年度～)	独自の政策提案等に関する調査・検討を行う。 討論の成果は、県民に公表するとともに、必要に応じて知事に政策提案する。	政策討論会議ごとで異なるが、各会派の議員により、15名以内で構成される。	「新博物館整備にかかる基本的考え方(政策討論会議最終報告書)(平成19年)」を取りまとめた。 「福祉医療助成制度の見直しに関する県議会からの申入れ(平成20年)」及び「財政の健全化に向けた提言(平成21年)」を知事に対して行った。

福島 県 会 津 若 松 市	政策討論会 議会基本条例の規定 に基づく政策討論会 (平成20年度～)	市政に関する重要な 政策及び課題に対し て、共通認識及び合意 形成を図り、政策提案 等を推進する。	全体会：議員 全員で構成 される。 分科会：四つ の常任委員 会と同じ構 成。各分科会 7名ずつで 構成される。	全体会で割り振られた10の テーマについて、約2年間かけ て各分科会で政策研究し、その 成果を全体会に報告した。当該 報告を全体会で議決した。その うち、提言すべき部分は、市長 に対して政策提言を行った(平 成23年)。
			議会制度検 討委員会：各 会派から選 出された議 員7名及び 公募による 市民2名の 計9名で構 成される。	「議会活動と議員定数等との 関連性及びそれらのあり方」を 議会制度検討委員会で検討し、 その最終報告を全体会で議決し た(平成22年)。